

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長選考規程

令和5年3月2日

沖芸大規程第135号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長選考会議規程（令和5年沖芸大規程第134号。以下「選考会議規程」という。）第10条の規定により、公立大学法人沖縄県立芸術大学の理事長（以下「理事長」という。）の候補者（以下「理事長候補者」という。）の選考及び理事長の解任に関し、必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、法人を適切かつ効果的に管理運営することができる能力及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(選考の時期)

第3条 公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、前条に定める者のうちから理事長候補者の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに
行い、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに行うものとする。

3 選考会議は、選考日程その他必要な事項を定め、公示しなければならない。

(選考対象者の推薦)

第4条 選考会議は、次に定めるところにより理事長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦を受け付けるものとする。

(1) 公立大学法人沖縄県立芸術大学経営審議会及び沖縄県立芸術大学教育研究審議会
による各2人以内の推薦

(2) 公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）の常勤の職員で選考対象
者推薦の有資格者（以下「有資格者」という。）10人以上の連署による推薦

2 前項の推薦に当たっては、被推薦者の同意を得た上で推薦書及び履歴書を選考会議議
長（以下「議長」という。）に提出するものとする。なお、前項第2号の推薦をする者
は、複数の推薦をすることはできないものとする。

3 第1項第2号に規定する有資格者は、次に掲げる者とする。ただし、前条第3項に規
定する公示日において、本学の職員となって6月未満の者は除く。

- (1) 本学の学長、副学長、教授、准教授及び講師
- (2) 教員以外の職員のうち、雇用期間の定めがなく、かつ主事相当職以上の職にある者
（県からの派遣職員にあつては主任相当職以上の職にある者）

(委員が選考対象者となった場合の措置)

第5条 選考会議の委員が選考対象者となったときは、当該委員は、選考会議の委員を辞さなければならない。

2 前項の規定により選考会議の委員が欠けたときは、定款第10条第3項各号の規定により直ちに補欠の委員を選任しなければならない。

(選考方法)

第6条 選考会議は、第4条の規定により推薦された選考対象者に対し、選考対象者となることの意味を確認するとともに、選考会議が定める様式により所信の提出を求めるものとする。

2 選考会議は、選考対象者から提出された所信等を公表するものとする。

3 選考会議は、理事長候補者の選考に当たり、有資格者を対象に意向調査を実施するものとする。ただし、選考対象者が1人の場合は、意向調査は実施しない。意向調査の実施方法等については選考会議が別に定める。

4 選考会議は、第1項に規定する書類の審査及び必要に応じ面接による審査を実施する。

5 理事長候補者の選考は、前項に規定する審査結果をもとに、第3項に規定する意向調査の結果を参考にして行うものとする。

(理事長候補者の選考)

第7条 選考会議は、選考対象者のうちから単記無記名の投票により理事長候補者を選考する。

2 前項に規定する投票の結果、有効投票の過半数を得た者がある場合は、その者を理事長候補者とし、有効投票の過半数を得た者がいない場合は、上位得票者から2人の者(ただし、末位に得票同数の者があるときは、その者まで含めた人数とする。)について、単記無記名の投票を行う。

3 前項に規定する投票の結果、有効投票の過半数を得た者がある場合は、その者を理事長候補者とする。

4 第2項に規定する投票の結果、有効投票の過半数を得た者がいない場合においては、得票多数の者がある場合はその者を理事長候補者とし、得票同数の場合は議長の決すところによる。

(再選考)

第8条 理事長候補者が理事長就任の辞退を申し出たときは、選考会議は、この規程に基づき、改めて理事長候補者の選考を行う。

(理事長候補者の報告及び公表)

第9条 選考会議は、第7条の規定により理事長候補者を選考したときは、速やかにその旨を理事長又はその代理者に報告するとともに公表するものとする。

(知事への申出)

第10条 理事長又はその代理者は、前条の報告があったときは、速やかに、沖縄県知事(以下「知事」という。)に対し次期理事長の任命を申し出るものとする。

(解任の申出)

第11条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の解任を知事に申し出ることができる。

- (1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 理事長に職務上の義務違反があるとき。
- (3) 理事長として職務を遂行させることが適切でないと認められるとき。
- (4) その他理事長としてふさわしくないと認められるとき。

(解任の審議等)

第12条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の解任について審議を行わなければならない。

- (1) 選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき。
- (2) 知事が、理事長が地方独立行政法人法（以下「法」という。）第17条第2項又は同条第3項の規定に該当するに至ったと認め、知事から議長に対して、当該理事長の解任について選考会議に付すよう依頼があったとき。
- (3) 経営審議会から解任申出の請求があったとき。
- (4) 教育研究審議会から解任申出の請求があったとき。
- (5) 選考会議規程第5条第3項に基づく請求があったとき。

2 選考会議は、前項の審議にあたっては、理事長に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 選考会議は、第1項の審議を行うにあたっては、経営審議会又は教育研究審議会に意見を求めることができる。

4 選考会議は、理事長の解任を決したときは、知事に理事長の解任を申し出るものとする。

(審議結果)

第13条 選考会議は、解任に関する審議の結果を、速やかに理事長に通知するとともに、公表しなければならない。この場合において前条第1項第2号に基づく場合には知事に、同項第3号に基づく場合には経営審議会に、同項第4号に基づく場合には教育研究審議会に、同項第5号に基づく場合には請求を行った代表者に、それぞれ通知しなければならない。

(規程の解釈)

第14条 この規程の解釈について疑義があるときは、選考会議が決定する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、理事長候補者の選考に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則（令和5年3月2日理事長選考会議議長決定）

この要領は、令和5年3月2日から施行する。